

香港における政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度



北京銀龍知識産権代理有限公司

杜 嘉璐
弁理士
法律部 副部長

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しをうけて設立された代理機構である。筆者の杜副部長は、中国で大学卒業後、2007年に来日し、2009年に日本の特許事務所に入社し、日本国内出願、中間処理等の作業を経験した。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社し、現在、特許関連の無効審判および侵害訴訟を担当している。

香港政府による知的財産に関する支援政策として、現地の企業および発明者を対象とする「専利出願補助計画」および「投資者への全面的な支持政策」を紹介する。

1. 「専利出願補助計画」について

1.1 概要

専利出願補助計画とは、香港特別行政区政府の創新科技署により実行される補助計画である。当該計画の執行機構は香港生産力促進局（以下、「生産力局」という。）であり、現地の企業および個人の発明の専利出願をサポートする。

1.2 資格

これまでに、どの国家または地区においても専利を所有したことがない香港現地登録企業（香港の「公司条例」に基づいて香港で登録された企業。外国籍であっても当該登録がなされていれば対象となる。）、香港永久居民、または香港の滞在許可の期間が7年以上である香港居民が申請をすることができる。

申請人が個人である場合、申請人は当該発明の発明者（共同発明者のうちの一人でもよい）でなければならない。

申請人が企業である場合、当該発明のすべての発明者が当該企業と直接関係のある者でなければならない。当該専利出願補助計画は初めて専利出願をする企業

または個人を補助することを目的とするので、申請人である企業の関連企業が当該計画の補助を得たことがあれば、補助申請を提出しても補助を得られない。

なお、前記関連企業とは、(1) 大株主（50%以上の株式を持っている株主を指す）が、申請人である企業の大株主と同一である企業、(2) 大株主はいないが、その株主構成が、申請人である企業の株主構成と完全に同一である企業を指す。

1.3 補助を得ることができる案件

申請人は、科学技術的な要素を具備して工業的な応用が可能な機能性専利品と発明に対して、補助を申請することができる。ただし、意匠に対しては補助を行わない。申請案件はまず執行機構に提出され、執行機構による専利調査および技術評審が行われ、その結果によって、当該専利出願への授権が一定程度肯定される。

1.4 補助方式

申請が認められた項目に対して、補助金額は、25万香港ドル、または専利出願の直接費用（専利調査および技術評審費用）と生産力局が徴収する行政費用（専利出願の直接費用の20%に相当する）の総額の90%のうち、より低い金額を基準とする。

補助金は前記行政費用の支払いに用いる必要もあるため、最大25万香港ドルの補助金のうち、専利調査、技術評審および専利出願に関するその他の直接費用の支払いに用いられる補助金は、最大約20万香港ドルである。

補助金は専利出願の処理を担当している執行機構のみに支払われる。また、前記専利調査と技術評審の費用、行政費用、および専利出願に必要なその他の直接費用の支払いのみに用いることができる。なお、その他の直接費用には、例えば、弁護士費用、顧問費用、専利出願の提出にかかる費用などが含まれる。

それら以外の費用（補助申請が認められる前に発生した支出および登録後の維持費用）に対して補助は行われず。専利出願の補助は、認められた日から3年間有効であるが、補助金は譲渡できない。補助金により専利出願に関するすべて

の費用の支払いを賄えるわけではなく、申請人（個人/企業）は不足分を負担しなければならない。

1.5 補助申請への対応

執行機構は、その申請を機密の方式で処理する。申請人は執行機構に申請の意思または発明の詳細資料を提出しなければならず、執行機構が申請項目に対して専利調査と技術評審を行う。創新科技署は執行機構により行われた専利調査および技術評審の結果に基づき、補助申請を認めるか否かを決定する。創新科技署の決定は最終決定である。

2. 「投資者への全面的な支持政策」について

香港投資推進署のサイトにおいて、知的財産との直接的な関係は強くないが、香港政府による投資者への全面的な支持政策が掲載されている。具体的には次のとおりである。

2.1 2018-2019 年度財政予算案における政策

- ・中小企業の税務負担を軽減するため、企業の利益のうち 200 万香港ドルまでの利得税率は 8.25% となり、それ以上の利益に対しては、標準税率 16.5% で徴収される。

- ・企業による科学研究への投資を促進するため、条件を満たす研究開発支出のうち、200 万香港ドルまでに対して 300% で税金控除をし、200 万香港ドルを超える金額に対して 200% で税金控除をする。

例として、研究開発支出が 300 万香港ドルであった場合、200 万香港ドル分について、その 300%、600 万香港ドルの控除があり、これに加えて 200 万香港ドルを超えた 100 万香港ドル分について、その 200%、200 万香港ドルの控除があり、合計すると 800 万香港ドルの税金控除が受けられる。

- ・生物科学技術、人工知能（AI）、インテリジェント都市および金融科学技術を重点的に発展させる。

2.2 2018年度施政報告における政策

革新および科学技術

- ・研究補助局の「研究基金」に200億香港ドルを資本注入し、30億香港ドルの「研究組み合わせ補助金計画」を出す。
- ・再工業化を加速し、20億香港ドルの「再工業化補助計画」を成立させ、生産メーカーが香港でインテリジェント製造ラインを設立することを補助する。

市場補助計画

- ・革新およびイノベーション基金（ITF）：革新的なアイデアと最新の技術を実装する企業に対して資金を提供する。

育成計画

- ・香港科学園は三つの分野の創業企業に対して育成計画を提供し、ウェブとモバイルの科学技術、および生物科学技術を含む。企業のオフィススペースに関する補助、コンサルティングサービスと経済援助などのサービスを提供する予定である。

ソース：

香港特別行政区政府創新科技署

<https://www.itc.gov.hk/en/funding/pag.htm>

香港生産力促進局（香港特別行政区政府創新科技署の傘下の機構）

<https://www.hkpc.org/en/industry-support-services/support-centres/intellectual-property-services-centre>

香港特別行政区政府投資推進署

<https://www.investhk.gov.hk/en/why-hong-kong/supportive-government.html>

香港科学園

<https://www.hkstp.org/en>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)